平成 19 年 2 月 15 日

各　　位

会 社 名　　株式会社東急レクリエーション
代表者名　　取締役社長　長 谷 川 勝 弥
（コード番号 9631 東証第二部）
問合せ先　　総 務 部 長　大　島　昌　之
（TEL．03-3462-8888）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 15 日開催の取締役会において「定款の一部変更について」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 74 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）　コーポレートガバナンス体制の強化のため、より一層の効率的な運営改革の施策として執行役員制度を導入し、取締役の定員を 20 名以内から 15 名以内に変更するものであります。また、上記制度導入に伴う経営と業務執行の分離が明確になることによる監査体制の強化をはかるため、監査役の定員を 4 名以内から 5 名以内に変更するものであります。

（２）　「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 会社法施行に伴って当社現行定款に定めがあるとみなされている以下の事項について所要の変更を行うものであります。
- 当社は、取締役会、監査役を置く旨の定め
- 当社は、監査役会、会計監査人を置く旨の定め
- 当社は、株券を発行する旨の定め
- 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め

② 単元未満株式について、行使できる権利を明記するものであります。

③ 株主総会の招集に際し、充実した情報開示を可能とするため、インターネットを利用した方法による株主総会参考書類等の開示を可能とするものであります。

④ 議決権の代理行使を行う際、その代理人の数を 1 名と定めるものであります。

⑤ 取締役会をより機動的・効率的に運営するため、取締役会の書面決議（会社法第 370 条）を可能とするものであります。

（３）　以上のほか、会社法および関係法令の施行に伴う引用条文ならびに表現の変更を行うとともに、条文構成の加除修正等所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 3 月 29 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 29 日（木曜日）

以　上

別紙

現行定款	変更案
第１章　総則	第１章　総則
第１条（商号）　会社は商号を株式会社東急レクリエーションと称し、英文では TOKYU RECREATION CO.,LTD.と表示する。	第１条（商号）　当会社は、商号を株式会社東急レクリエーションと称し、英文では TOKYU RECREATION CO.,LTD.と表示する。
第２条（事業目的）　会社は次の業務を営むことを目的とする。 1.映画劇場その他娯楽施設の経営 2.ホテル、旅館、旅行斡旋その他観光事業の経営 3.ゴルフ場、ボウリング場その他保健体育およびスポーツ施設の経営 4.遊園地、動植物園の経営ならびに造園事業 5.風俗営業その他料理飲食店等の経営 6.不動産の売買、賃貸借およびその仲介、管理 7.土木建築工事の設計施工請負ならびに建築物の内部造作請負 8.駐車場およびガソリンスタンドの経営 9.酒類、米穀、塩、煙草、印紙、切手、宝くじ、日用品の販売ならびに売店の経営 10.コンビニエンスストアの経営 11.広告事業、版権事業の経営および各種催物の企画、実施 12.前各号に附帯する一切の事業	第２条（事業目的）　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 映画劇場その他娯楽施設の経営 (2) ホテル、旅館、旅行斡旋その他観光事業の経営 (3) ゴルフ場、ボウリング場その他保健体育およびスポーツ施設の経営 (4) 遊園地、動植物園の経営ならびに造園事業 (5) 風俗営業その他料理飲食店等の経営 (6) 不動産の売買、賃貸借およびその仲介、管理 (7) 土木建築工事の設計施工請負ならびに建築物の内部造作請負 (8) 駐車場およびガソリンスタンドの経営 (9) 酒類、米穀、塩、煙草、印紙、切手、宝くじ、日用品の販売ならびに売店の経営 (10) コンビニエンスストアの経営 (11) 広告事業、版権事業の経営および各種催物の企画、実施 (12) 前各号に附帯する一切の事業
第３条（本店所在地）　会社は本店を東京都新宿区に置く。	第３条（本店所在地）　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。
（新設）	第４条（機関）　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
第４条（公告の方法）　会社の公告事項は、これを東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第５条（公告方法）　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

現行定款	変更案
第 2 章　株式	第 2 章　株式
第 5 条（発行する株式の総数）　会社が発行する株式の総数は 100,000,000 株とする。ただし消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。	第 6 条（発行可能株式総数）　当会社の発行可能株式総数は、1 億株とする。
（新設）	第 7 条（株券の発行）　当会社は、株式に係る株券を発行する。
第 6 条（自己株式の取得）　会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる。	第 8 条（自己の株式の取得）　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
第 7 条（株券の種類）　会社が発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。	（削除）
第 8 条（1 単元の株式数および単元未満株券の不発行） 会社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 2.会社は 1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	第 9 条（単元株式数および単元未満株券の不発行）　当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 2.当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
（新設）	第 10 条（単元未満株式を有する株主の権利）　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
第 9 条（名義書換代理人）　会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人および事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。 2.会社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という）ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示および株券の再交付、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ会社において取扱わないものとする。	第 11 条（株主名簿管理人）　当会社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わないものとする。
第 10 条（株式取扱規程）　株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事項については取締役会が定める株式取扱規程による。	第 12 条（株式取扱規程）　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第 11 条（基準日）　会社は毎決算期の最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。 2.前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により予め公告して一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。	（削除）
第 3 章　株主総会	第 3 章　株主総会
第 12 条（総会招集期日）　定時株主総会は毎事業年度終了後 3 月以内に招集する。 2.臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。	第 13 条（招集）　当会社の定時株主総会は、毎年 3 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（新設）	第 14 条（定時株主総会の基準日）　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
第 13 条（総会の議長）　株主総会の議長は、取締役社長これに当り取締役社長事故あるときは取締役副社長、取締役副社長事故あるときは他の取締役がこれに代り取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。	第 15 条（議長）　株主総会の議長は、取締役社長とし、取締役社長に事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。

現行定款	変更案
（新設）	第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 14 条（決議方法）　株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合のほか出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 2.商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。	第 17 条（決議方法）　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 2.会社法 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
第 15 条（議決権の代理行使）　株主が代理人により議決権を行使しようとするときはその代理人は議決権を有する株主に限る。この場合株主または代理人は総会ごとに会社に委任状を提出して代理権を証明することを要する。	第 18 条（議決権の代理行使）　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第 16 条（継続会、延会および会場の変更）　株主総会の議長は株主総会の決議がある場合に限り会議を続行もしくは延期しまたは会場の変更をすることができる。	（削除）
第 17 条（株主総会議事録）　株主総会における議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載または記録し議長ならびに出席取締役記名捺印または電子署名して会社に保存する。	第 19 条（議事録）　株主総会における議事の経過の要領および結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。
第 4 章　取締役および取締役会 第 18 条（定員）　会社の取締役は 20 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。	第 4 章　取締役および取締役会 第 20 条（定員）　当会社の取締役は 15 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。

現行定款	変更案
第 19 条（選任）　取締役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会においてその議決権の過半数をもって行う。 2.取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	第 21 条（選任）　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。 2.（現行どおり）
第 20 条（任期）　取締役の任期は就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠または増員により選任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	第 22 条（任期）　取締役の任期は選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.補欠または増員により選任した取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
第 21 条（代表取締役および役付取締役）　取締役会の決議により取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。代表取締役は取締役会の決議をもって定める。但し取締役社長は、代表取締役でなければならない。	第 23 条（代表取締役および役付取締役）　取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。代表取締役は取締役会の決議をもって定める。ただし取締役社長は、代表取締役でなければならない。
第 22 条（報酬）　取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。	第 24 条（報酬等）　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。
第 23 条（取締役会の構成）　取締役は取締役会を構成し、会社運営の重要事項を審議決定する。	（削除）
第 24 条（取締役会の招集）　取締役会の招集については、会日の 5 日前に各取締役および各監査役に対し、その通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	第 25 条（取締役会の招集）　取締役会の招集については、会日の 5 日前に各取締役および各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.（現行どおり）
（新設）	第 26 条（取締役会の決議の省略）　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
第 25 条（取締役会規程）　前 2 条に定めるものを除くほか取締役会に関する事項については取締役会が定める取締役会規程による。	第 27 条（取締役会規程）　取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会が定める取締役会規程による。

現行定款	変更案
第 26 条（相談役、顧問）　会社は取締役会の決議により相談役または顧問を置くことができる。	第 28 条（相談役、顧問）　当会社は、取締役会の決議により相談役または顧問を置くことができる。
第 5 章　監査役および監査役会	第 5 章　監査役および監査役会
第 27 条（定員）　会社の監査役は 4 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。	第 29 条（定員）　当会社の監査役は 5 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。
第 28 条（選任）　監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会においてその議決権の過半数をもって行う。	第 30 条（選任）　監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。
第 29 条（任期）　監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠により選任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	第 31 条（任期）　監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第 30 条（常勤監査役）　監査役は互選により常勤の監査役を 1 名以上置く。	第 32 条（常勤監査役）　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。
第 31 条（報酬）　監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。	第 33 条（報酬等）　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第 32 条（監査役会の組織）　監査役は全員をもって監査役会を組織する。	（削除）
第 33 条（監査役会の招集）　監査役会の招集については、会日の 5 日前に各監査役に対し、その通知を発するものとする。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	第 34 条（監査役会の招集）　監査役会の招集については、会日の 5 日前に各監査役に対し、その通知を発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.（現行どおり）
第 34 条（監査役会規程）　前 2 条に定めるものを除くほか監査役会に関する事項については監査役会が定める監査役会規程による。	第 35 条（監査役会規程）　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会が定める監査役会規程による。

現行定款	変更案
（新設）	第 6 章　会計監査人
（新設）	第 36 条（選任方法）　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	第 37 条（任期）　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。
第 6 章　計算	第 7 章　計算
第 35 条（事業年度）　会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までをもって 1 期とする。	第 38 条（事業年度）　当会社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までをもって 1 期とする。
第 36 条（利益配当）　利益配当金は毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿等記載または記録の株主または登録質権者にこれを支払う。	第 39 条（剰余金の配当の基準日）　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。
（新設）	2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
第 37 条（中間配当）　会社は取締役会の決議により毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿等記載または記録された株主または登録質権者に、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。	第 40 条（中間配当の基準日）　当会社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。
第 38 条（配当金の除斥期間）　利益配当金または中間配当金はその支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは会社に帰属する。	第 41 条（配当金の除斥期間）　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社に帰属する。